

# 青森県報

号外第六十四号

令和八年  
五月二十七日  
(水曜日)

## 目次

### 海区漁業調整委員会

- 西部海区管内（津軽海峡海域）におけるまぐろはえなわ漁業の操業の指示……………（事務局）…
- 西部海区管内（日本海沖合海域）におけるまぐろはえなわ漁業の操業の指示……………（同）…

## 海区漁業調整委員会

### 青森県西部海区漁業調整委員会指示第七号

青森県西部海区管内（津軽海峡海域）におけるマグロの採捕を目的とするはえなわ漁業の操業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百二十条第一項の規定により次のとおり指示する。

令和八年五月二十七日

青森県西部海区漁業調整委員会

会 長 堀 内 精 二

### 一 操業の制限

次の1(一)及び2に掲げる海域及び2に掲げる期間においては、動力漁船を使用して行うまぐろはえなわ漁業を操業してはならない。ただし、次の1(二)に掲げる海域及び十二月一日から三月三十一日までの1(一)に掲げる海域のうち、青森県東津軽郡外ヶ浜町字三厩尻神埼に設置した標柱（以下「尻神埼標柱」という。）と北海道松

前郡池ノ岱山頂とを結ぶ線及び尻神埼標柱と北海道上磯郡矢越岬灯台中心点とを結ぶ線で挟まれた海域で共同漁業権漁場以外の海域において、3に掲げる遵守事項に従って操業する場合は、この限りではない。

### 1 制限海域

- (一) 次の点ア、ケ、コ、サ、エ、オ、カ及びキの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とに囲まれた区域及びこれ以外の西共第三一号共同漁業権漁場に囲まれた青森県西部海区管内の区域
- ア 青森県東津軽郡龍飛崎灯台中心点
- イ 点アと北海道松前郡白神岬灯台中心点とを結ぶ線の中点
- ウ 点イと青森県下北郡大間崎突端とを結ぶ線と、尻神埼標柱と北海道上磯郡矢越岬灯台中心点とを結ぶ線との交点
- エ 青森県東津軽郡高野崎灯台中心点と点ウとを結ぶ線と、点オから正西の線との交点
- オ 青森県東津軽郡高野崎灯台中心点と北海道北斗市葛登支岬灯台中心点とを結ぶ線と高野崎灯台中心点から三マイルの点
- カ 青森県西共第三一号共同漁業権基点四八号から真方位一度五分の線と点キと点クとを結ぶ線との交点
- キ 青森県東津軽郡明神崎灯台中心点
- ク 点イと青森県下北郡大間崎突端とを結ぶ線と、青森県東津軽郡高野崎灯台中心点と北海道北斗市葛登支岬灯台中心点とを結ぶ線との交点
- ケ 点イと点アとを結ぶ線上点イから一・五マイルの点
- コ 点ウと尻神埼標柱とを結ぶ線上点ウから一・五マイルの点
- サ 以下に示す直線AとBの交点
  - 直線A 尻神埼標柱と北海道上磯郡矢越岬灯台中心点とを結ぶ線
  - 直線B 青森県東津軽郡高野崎灯台中心点と北海道北斗市葛登支岬灯台中心点とを結ぶ線と高野崎灯台中心点から一・八マイルの点と、青森県東津軽郡外ヶ浜町字三厩尻神帯島に設置した標柱から真方位三五二度三〇分
- 二、八〇メートルの点を結ぶ線
- シ 北海道松前郡白神岬灯台中心点
- ス 北海道北斗市葛登支岬灯台中心点

### 2

制限期間

令和八年六月一日から令和十一年五月三十一日までとする。

3 操業者の遵守事項

(一) 操業者は、漁業協同組合及び道県等適宜の範囲の操業者により船団を構成しなければならない。

(二) 操業者は、青森県西部海区管内の漁業秩序の維持及び漁具被害の防止を図るため、まぐろ一本釣り漁業を営む者との間で操業協定を締結しなければならない。なお、協定締結当事者は、(一)で示す船団の代表者とする。

二 指示の有効期間

令和八年六月一日から令和十一年五月三十一日までとする。

青森県西部海区漁業調整委員会指示第八号

青森県西部海区管内（日本海沖合海域）におけるまぐろはえなわ漁業の操業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第二百十条第一項の規定により次のとおり指示する。

令和八年五月二十七日

青森県西部海区漁業調整委員会

会 長 堀 内 精 二

一 操業の制限

次に掲げる制限海域及び制限期間においては、総トン数二十トン未満の動力漁船を使用して行うまぐろはえなわ漁業の操業をしてはならない。ただし、青森県西部海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けた場合は、この限りでない。

1 制限海域

青森県東津軽郡龍飛埼灯台中心点と北海道松前郡白神岬灯台中心点とを結ぶ線以西の青森県西部海区管内の海域

2 制限期間

令和八年七月一日から同年十二月三十一日まで

二 操業の承認

一において、総トン数二十トン未満の動力漁船を使用してまぐろはえなわ漁業を

操業しようとする者は、船舶ごとに、委員会が別に定める令和八年度青森県西部海区まぐろはえなわ漁業操業承認事務取扱要領により承認を受けなければならない。

1 承認海域

青森県東津軽郡龍飛埼灯台中心点と北海道松前郡白神岬灯台中心点とを結ぶ線以西の青森県西部海区管内の海域

2 承認期間

令和八年七月一日から同年十二月三十一日まで

3 承認対象者

(一) 令和五年から令和七年までの間において、委員会による西部海区管内（日本海沖合海域）におけるまぐろはえなわ漁業の操業の承認に基づき操業し、マグロの漁獲実績を有する者  
(二) 委員会が特に認めた者

4 承認証の交付

委員会は、承認したときは、まぐろはえなわ漁業操業承認証を交付する。

5 承認の取消

委員会は、この指示に違反した承認者の承認を取り消すことができる。

6 操業者の遵守事項

(一) 承認を受けた者は、漁業秩序の維持及び漁具被害の防止を図るため、他種漁業を営む者との間で操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。なお、協定締結当事者は、各漁業を営む者で構成する団体の代表者とする。

(二) 承認を受けた者は、漁業秩序の維持及び漁具被害の防止を図るため必要と認めるときには、当該漁業者間で操業協定を締結し、これを遵守しなければならない。

(三) 承認を受けた者は、船団を編成しなければならない。

(四) 承認を受けた者は、当該漁業を操業しようとするときは、当該船舶に承認証を備え付けておかなければならない。

(五) 承認を受けた者は、当該漁業の操業期間中標識（承認番号を記載したもの）を当該船舶の船橋楼両側面の見やすい場所に表示しなければならない。

(六) 漁獲物は、天災その他やむを得ない場合を除き、一の制限海域に面する陸揚港以外に陸揚げし、又は他の船舶に転載してはならない。ただし、委員会が必要と認めた場合は、この限りでない。

(七) 承認を受けた者（青森県外に住所を有する者に限る。）は、操業終了後三十

日以内に、漁獲成績を委員会に報告しなければならない。  
(八) 承認を受けた者は、前各号に定めるもののほか、委員会が必要と認めて指摘したときは、これに従わなければならない。

三 指示の有効期間  
令和八年五月二十七日から令和九年一月三十一日までとする。

---

(発行所・発行人)  
青森市長島一丁目一番一  
青森県

(印刷所・販売人)  
青森市第二間屋町三丁目一番七七号  
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行  
定価小口一枚二付二十四円九十五銭